

IFRS 財団アジア・オセアニア オフィスからの報告

IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス
ディレクター

たかはし まこと
高橋 真人

1. はじめに

IFRS 財団アジア・オセアニア (AO) オフィスの 2019 年 8 月から 10 月の活動 (のれんと減損に関する議論の動向を含む) を報告する。文中意見にわたる部分は筆者の私見である。

2. リー・ホワイト事務局長の来日

• IOSCO の APRC での講演

10 月、IFRS 財団事務局長のリー・ホワイト氏が来日した。年初来の財団要人の来日としては、2 月の IFRS 財団評議員会議長エルッキ・リーカネン氏、5 月の国際会計基準審議会 (IASB) 議長ハンス・フーガーホースト氏に続くものとなった。ホワイト氏の今回の来日目的は、証券監督者国際機構 (IOSCO) のアジア太平洋地域委員会 (APRC) に出席し、AO 地域における IFRS 基準の一貫性ある適用について講演することであった。

IOSCO の APRC の議長は、証券取引等監視委員会事務局次長 (前金融庁総合政策局審議官) の水口純氏が務めている。また、IOSCO のコミッティー 1 (IOSCO 代表理事会傘下の

会計・監査・開示に関する委員会) の議長は、金融庁総合政策局総務課国際証券規制調整官兼企画市場局企業開示課国際会計調整室長の園田周氏が務めている。

今回、AO オフィスのある東京で APRC が開催されるにあたり、両議長のはからいにより、IFRS 財団が APRC で講演する機会を得た。APRC には AO 地域から二十数か国の証券規制当局等のトップ又はそれに準じる高官が参加した。

• ホワイト事務局長の講演の概要

ホワイト事務局長の講演の概要は以下のとおりである。

「IFRS 財団と IOSCO は、2013 年にプロトコルを締結 (2016 年に改訂) し、IFRS 基準の開発と一貫性ある適用について協力し合うことを合意している。以来、IFRS 財団と IOSCO は定期的に協議を重ねており、本年も 10 月末にマドリッドで IOSCO 代表理事会メンバーと IFRS 財団評議員会議長の会合が予定されている。

IASB は、これまでに主要な基準の開発を完了し、今後は基準の一貫性ある適用が重要な課題となる。基準の一貫性ある適用は各国・地域の規制当局の役割であり、IFRS 財団はこれを支援することはできても監督することはできな

い。それゆえに両者の連携が重要となる。

特に AO 地域は、IFRS 基準のアドプション、コンバージェンス、任意適用が混在しており、一貫性ある適用に努力が必要な地域である。地域内各国の規制当局同士の情報交換も重要である。IFRS 財団では、一貫性ある適用を目的とする地域フォーラムの設置を計画しており、ここでも IOSCO の協力を仰ぎたい。」

● 地域フォーラムの設置

2005 年から 2014 年までの間、AO 地域には「IFRS 地域政策フォーラム (IRPF)」というフォーラムが存在した。規制当局以外にもさまざまな関係者が参加していたが、当時の主要テーマは基準開発であった。現在 IFRS 財団が計画しているのは、IRPF の復活というよりは、一貫性ある適用を主要テーマとする新たな地域フォーラムの設置であり、AO オフィスとその事務局になる予定である。

3. AO オフィスの増員

● テクニカル・スタッフの増員

8 月、AO オフィスのテクニカル・スタッフを 1 名増員し、3 名体制とした。AO オフィスは、2014 年以降、監査法人からの出向者 2 名を配置してきた。当初、ロンドンのテクニカル・チームから割り振られる業務量が少なく苦労した時期もあったが、2017 年にニリー・シャー氏が IASB のエグゼクティブ・テクニカル・ディレクターに就任し、それ以降 AO オフィスが扱うプロジェクトは質量ともに充実した。

3 人目のテクニカル・スタッフ (ウェイシェン・タン氏) は、シンガポール人の会計士で、デロイト・シンガポールから有限責任監査法人トーマツを經由して AO オフィスに出向して

いる。8 月中旬に着任し、日本人テクニカル・スタッフ 2 名 (PwC あらた有限責任監査法人から出向の鈴木邦宜氏、EY 新日本有限責任監査法人から出向の田邊紗緒里氏) と一緒に業務を行っている。タン氏を迎えて、オフィス内の会話は英語となり、国際的な環境が整い、AO オフィスらしくなった。

ロンドンからの期待も高まっており、タン氏は新たに始まる IFRS 第 10・11・12 号の適用後レビュー・プロジェクトを担当する。彼は、業務研修を受けるため、10 月後半から 1 か月強ロンドンに出張する。彼自身にとっても貴重な経験となるはずである。

AO オフィスのテクニカル活動は、監査法人によって支えられている。その一つは、優秀なスタッフの出向であり、もう一つは、出向者経費の負担である。今回の増員では、日本法人の枠を超え、アジア・パシフィックの枠で優秀なスタッフを選出いただいた。日本以外からのスタッフの採用は AO オフィス設立時からの念願であり、シンガポールからの出向実現は、画期的な出来事といえる。これを機に AO 地域のステークホルダーとのエンゲージメントも拡充していきたい。

4. AO オフィスのテクニカル活動

● 負債の流動又は非流動への分類 (IAS 第 1 号の修正)

2013 年に開始された本プロジェクトは、2018 年以降 AO オフィスが担当しているが、いよいよ基準修正の最終段階に入った。9 月のボード会議で、修正基準案の再公開はしないこと、修正基準の適用は 2022 年 1 月 1 日以降開始事業年度とすることを決定した。10 月に入って、テクニカル・スタッフは書面投票前草案 (pre-ballot draft) を作成し、IASB 及び

IFRS 解釈指針委員会の各メンバーに送付した。現在、各メンバーからのコメントを修正基準案に反映させるか否かの検討を行っている。

- **概念フレームワークへの参照の更新 (IFRS 第3号の修正)**

このプロジェクトも AO オフィスが中心的な役割を担っている。5月に発行した IFRS 第3号を修正する公開草案 (9月27日締切) に対して47件のコメントが寄せられた。テクニカル・スタッフは、現在、11月のボード会議での報告に向けてコメントを分析している。12月のボード会議において、IFRS 第3号修正案をさらに修正するかどうかの詳細な議論に入る予定である。

- **IFRS タクソノミのエクステンション分析**

AO オフィスは、米国証券取引委員会 (SEC) に登録している海外民間発行体 (FPI) が IFRS タクソノミで「売上原価」としている数値の構成について調査を行った。500社超を対象に2か月半をかけて調査し、2020年1月のタクソノミ諮問グループ (ITCG) で報告する予定である。調査の結果、減価償却費を含まない売上原価を「売上原価」としている企業が多く見受けられたため、「減価償却費を除く売上原価」という項目 (タグ) を新設することを検討している。

- **SME である子会社**

このプロジェクトでは、中小企業 (SME) である子会社について、認識と測定はフル IFRS を適用するが、開示は「中小企業向け IFRS」並みに簡素化できないかを検討している。AO オフィスでは、フル IFRS による開示の要求事項と「中小企業向け IFRS」による開示の要求事項を比較分析する作業を担当した。

5. その他

- **IFRS 第17号 (保険契約) 修正案のアウトリーチ**

8月、IASB のダレル・スコット理事 (ロンドンからビデオで参加) と鈴木理加理事が参加し、AO オフィスで IFRS 第17号修正案のアウトリーチを開催した。出席した生保、損保両業界からは、修正案を概ね歓迎する旨が表明されたが、各論においてはまだいくつか確認が必要な点が残っていることが指摘された。

- **JSDA アジア証券フォーラム**

9月、日本証券業協会 (JSDA) が主催するアジア証券フォーラム東京ラウンドテーブルが開催され、筆者が IFRS 基準の適用状況について講演した。このフォーラムは、毎年 JSDA がアジア各国・地域から証券市場の自主規制機関等の関係者を招き、東京で開催しているもので、AO オフィスも毎年参加している。

- **明治学院大学・同志社大学との交流**

8月、明治学院大学経済学部国際経営学科の藤田晶子教授が大学院生とともに AO オフィスを訪問し、鈴木理加理事、AO オフィス・スタッフと懇談した。

10月、同志社大学商学部・商学研究科の佐藤誠二教授、山田浩史非常勤講師のワークショップで筆者が IFRS の基準設定プロセスと適用状況について講演した。

- **WSS、IFASS 傍聴**

9月~10月、ロンドンで開催された世界会計基準設定主体 (WSS) 会議、会計基準設定主体国際フォーラム (IFASS) を筆者が傍聴した。IFASS におけるのれんと減損の議論については後述する。

• IFRS 財団評議員会議

10月、ニューヨークで評議員会議が開催された。

今回の会議では外部から専門家を招いて気候変動リスクのレクチャーを受けるなど、評議員会ではサステナビリティ報告基準への関心が高まっている。

ハンス・フーガーホースト議長の任期は、2021年6月に満了となる。後任候補の公募は既に開始されている。今回の会議では、選考の手順が議論された。

佐藤隆文評議員会副議長の任期は、2020年12月に満了となる。後任候補を日本から出す場合には、早急に人選を進める必要がある。

• 日中韓会計基準設定主体会議

11月、日本、中国、韓国3か国の基準設定主体による定期協議が舞浜のホテルで開催され、AOオフィス・スタッフがオブザーバーとして参加した。

6. のれんと減損の議論の動向

• IASBにおける議論の動向

2019年6月のボード会議における投票は、償却の再導入支持が6票（ハンス・フーガーホースト議長を含む）、現行の減損のみのアプローチの支持が8票となり、ディスカッションペーパー（DP）の予備的見解には減損のみのアプローチが採用されることが決まった。しかし、僅差であったことから、償却のアプローチも併記した上で意見募集が行われることとなった。現在は、DPを作成中の段階にある。

7月のボード会議でDPの意見募集期間を180日にすることが決まった。非英語圏での翻訳の時間なども考慮し、十分な期間をとることになった。

9月上旬、IASBはのれんに関する小冊子（「企業結合に関するより良い情報—のれん及び減損」（2019/6））を発行した。小冊子の執筆者はIASB理事のトム・スコット氏（カナダ出身、前職は学者）で、ボード会議におけるこれまでの議論とIASBの予備的見解を解説している。スコット氏は、6月のボード会議では中立的な意見を述べた1人（投票では減損のみのアプローチを支持）であるが、筆者が9月末にロンドンで会ったとき、彼は鞆の中に徳賀芳弘教授ほかによる論文（「のれんの会計処理に関する調査」（2019/3））の英語版を携えており、非常に示唆に富むものだと筆者に語った。

9月末、DPの発行時期が2020年2月に延期された。延期の理由は明らかにしていない。

• FASBにおける議論の動向

7月、米国財務会計基準審議会（FASB）は、「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」に関する意見募集（2019/7）を公表した。意見募集は、10月7日に締め切られたが、10月末時点で約100通の回答が寄せられている。そのうち個人を除く85通を筆者が大雑把に数えたところ、償却の再導入の支持・容認が45、減損のみのアプローチの支持が25、中立・不明が15であった（個々の意見の内容を精査していないので、上記集計は正確でない可能性がある）。傾向としては、作成者の多くは償却を支持、利用者の多くは減損のみを支持しているように見受けられる。フォード・モーター、シュブロン、IBM、ファイザー、イーライ・リリー、ベライゾン、Tモバイルなどの米国企業は償却を支持した。4大監査法人は、中立または償却の支持・容認であった。ポジションに関わらず、IASBとの共同歩調を求める意見は少なからず見受けられた。

• IFASS における議論の動向

10月のIFASSでものれんがテーマの一つに取り上げられた。FASBが自身の意見募集について説明したほか、香港公認会計士協会（HKICPA）と日本の企業会計基準委員会（ASBJ）が米国、欧州、日本、香港の企業が保有するのれんの定量分析（「のれんの性質と傾向」（2019/10））を報告した。のれんの残高はいずれの国・地域でも過去5年間（2014-2018）で確実に増加していること、その間ののれんの費用化割合（「各年に費用化された金額/期首のれん残高」の平均値）が今後も続くとした場合、現在ののれんの残高が全額費用化されるまでに、いずれの国・地域でも数十年単位の時間を要することなどが報告された。

7. おわりに

11月29日、東京で日本公認会計士協会主催のIFRSセミナーが開催される。今回のセミナーには、IASB副議長のスー・ロイド氏とIASBエグゼクティブ・テクニカル・ディレクターのニリー・シャー氏が来日し、講演するほか、IASB理事の鈴木理加氏が基本財務諸表について講演する。また、基本財務諸表とのれんをテーマとして、日本のステークホルダーとパネルディスカッションを行うことが予定されている。ここでも、のれんをめぐる議論が深まることを期待したい。